都市部を中心に注目を集める「電動キックボード」。レンタルサービスの拠点が増え、手軽に利用できるようになった一方、ヘルメット着用などのルールをめぐって利用者の一部に誤解も生じている。死亡事故も起きるなか、新しい乗り物を安全に広められるのか、関係者の模索が続く。

㊨実証実験の電動キックボードの利用者。乗用車やバイクのすぐ横を勢いよく通過していた（画像の一部を加工しています）　㊧電動キックボードの利用者に声をかけ、個人所有の場合の交通ルールを説明する大阪府警の警察官（右）

電動キックボード あれ、ダメ？

大阪市中央区の日本橋近くの路上。10月中旬の夜、職場に向かっていた飲食店従業員の男性(32)は、髪をなびかせて電動キックボードに乗っていると、検問中の警察官に止められた。

運転免許証の有無を確認され、無免許運転やヘルメットをかぶっていなかった道路交通法違反で警告書を渡された。男性は「ヘルメットはいらないんやと思っていた」と驚いていた。

両足をボードにのせ、腰ほどの高さのハンドルのアクセルとブレーキを操って走る電動キックボード。大阪府警によると、原則、原付きバイクに分類される。免許が必要で、ヘルメットの着用が義務づけられる。走れるのは車道のみだ。

男性は、大手量販店で9月下旬に購入したという。店で交通ルールについて詳しく説明された覚えはないといい、「ヘルメットをかぶらずに乗る人を街で見て、自分も同じだと思っていた」と話した。

混乱の背景には、国の実証実験に基づき、特例措置の適用を受けて走る電動キックボードの急増がある。特例措置を活用して事業者が貸し出すものは「小型特殊自動車」に分類され、自転車程度の時速15㌔までしか出せず、ヘルメットの着用は任意だ。自転車レーンも走れる。

実証実験に基づいて貸し出す事業は、2020年10月に東京都内で始まり、今年10月末時点で19都府県に拡大。事業者でつくるマイクロモビリティ推進協議会によると、借りたり返したりする「ポート」は同協議会に参加する事業者で計2643カ所（今年11月現在）。21年4月の218カ所から12倍超になった。

NPO法人自転車活用推進研究会（東京）の小林成基理事長(73)は、「特例のキックボードをよく見かけるようになり、ヘルメットをかぶらなくてもいいというイメージになっているかもしれない」と話した。

交通ルールを周知させる取り組みも進む。電動キックボードを製造・販売する「glafit」（和歌山市）は、購入者のナンバープレート取得と自賠責保険加入を確認してから出荷している。鳴海禎造社長(41)は、「新しい乗り物をより安全に普及させるため」と話す。しかし、「フリマアプリなどで入手し、ルールを知らずに乗る人もいるのでは」と懸念する。

シェア事業者のLuupも、個人所有の場合の注意点を盛り込んだガイドを講習会で配布している。9月には東京都中央区で同社の電動キックボードを運転中に転倒した男性(52)が死亡した。飲酒運転の可能性があり、ヘルメットは着用していなかったという。広報の村本萌さん(25)は「業界全体で安全教育に取り組みたい」と話す。

更に24年春までに施行の改正道交法では、最高時速20㌔以下なら「特定小型原付き自転車」という新区分に入り、16歳以上は免許なしで乗ることができるようになる。ヘルメットの着用は努力義務だ。

交通問題に詳しい高山俊吉弁護士は、「性能に合わせた適切なルールを設けて利用しなければ、危険運転が横行することになる」と指摘する。

マイクロモビリティ推進協議会の担当者は「利用前にアプリ上で警察庁監修のテストで満点を取らないと乗れないようにしたり、機体に注意喚起シールを貼るなどしたりして注意を促してきた。今後も利用者への啓発活動に力を入れていく」と話した。（高井里佳子）

■電動キックボードの交通ルール

	原則	実証実験の特例	改正道路交通法
必要な免許	原付きバイク	小型特殊自動車	16歳以上なら不要
最高時速	30㌔	15㌔	20㌔
ヘルメット	義務	任意	努力義務

免許・ヘルメット… 特例や法改正予定で混乱